

## 令和元年第2回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第3日目)

令和元年 6月20日(木曜日)

午前9時30分開議

第17 一般質問

第9 議案第34号 訓子府町森林環境譲与税基金条例の制定について

第10 議案第32号 令和元年度訓子府町一般会計補正予算(第1号)について

第11 議案第33号 令和元年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

第12 議案第35号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第36号 訓子府町新規就農者等支援条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第37号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

第15 議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

第16 議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

第18 選挙第4号 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

追加日程第1

意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書

追加日程第2

意見書案第2号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守ることを求める要望意見書

第19 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の提出について(平成30年度訓子府町一般会計予算)

第20 報告第6号 平成30年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について

第21 報告第7号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について

第22 報告第8号 出納検査結果報告について

第23 議員の派遣について

追加日程第3 所管事務調査について

○出席議員（10名）

1番	須河	徹	君	2番	泉	愉	美	君		
3番	工藤	弘	喜	君	4番	谷口	武	彦	君	
5番	河端	芳	恵	君	6番	西森	信	夫	君	
7番	山田	日出	夫	君	8番	余湖	龍	三	君	
9番	仁木	義	人	君	10番	西山	由	美	子	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊池	一	春	君
副町	長	森谷	清	和	君
総務課長・企画財政課長		伊田		彰	君
町民課	長	元谷	隆	人	君
福祉保健課	長	谷方	幸	子	君
農林商工課長・農業委員会事務局長		遠藤	琢	磨	君
建設課	長	渡辺	克	人	君
上下水道課	長	原口	周	司	君
会計管理者		山内	啓	伸	君
教育委員会教育長		林	秀	貴	君
管理課	長	森谷		勇	君
子ども未来課	長	山本	正	徳	君
社会教育課	長	高橋		治	君
図書館	長	山田	洋	通	君
監査委員		山田		稔	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	八	鍬	光	邦	君
議会事務局係長	中	村	隆	広	君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第17、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

8番、余湖龍三君の発言を許します。

余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず、一つ目としまして、大会派遣費について、お伺いいたします。

訓子府町の小中学生のスポーツ・芸術での活躍はめざましく、毎年、全国大会に出場している「訓小スクールバンド」の中のリコーダー部分ですね、昨年、全国大会出場を果たした「KL野球少年団」など、町民に夢と希望を与えてくれる子どもたちの頑張りや指導者の情熱に深く敬意と感謝を申し上げます。

全国大会に出場するためには、厳しい練習を積み重ね、管内大会を勝ち上がり、全道大会での勝利が必要になります。

また、そのために大きな経費もかかることとなりますが、訓子府町では全道大会の派遣費用については学校教育の活動では全額補助、社会教育の活動では半額補助と格差があります。

双方の活動ともに目標に向かって仲間とともに汗を流し努力することは同じ値のあることだと思います。

学校教育活動と社会教育活動への補助金の違いの理由をお伺いします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「大会派遣費」に関し、学校教育活動と社会教育活動の補助金額の違いの理由についてのお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

近年、本町における子どもたちのスポーツ・文化活動における活躍は目覚ましいものがあり、特に昨年度はKL野球少年団が北海道を代表して北日本少年軟式野球選手権大会に出場し、訓子府小学校スクールバンドは8年連続全日本リコーダーコンテストへの出場や金賞受賞、バレーボール少年団は全道大会に3回出場するなどの活躍により、町民に夢と希望を与えてくれました。

さて、スポーツ少年団などにおける小中学生の大会派遣費につきましては、社会情勢の変化や近隣市町の状況、団体からのニーズに応えながら補助内容を見直し、今日まで拡充を図ってまいりました。

平成23年度には、全道大会への出場権を得たものや、標準記録などを突破し全道大会

へ出場権を得たもの全てを補助対象としたり、全道予選を通じて全国大会に出場する際の補助率を2分の1から全額に増額したところです。

さらに、平成28年度には、要保護・準要保護世帯に対象経費の全額公費支援を行うなど、保護者の経済的負担の軽減を図ってきたところでございます。

さて、お尋ねのありました「学校教育活動と社会教育活動の補助金額の違いの理由」でありますが、小中学校の学校教育活動につきましては、「訓子府町立小学校特別活動等派遣費補助金要綱」と「訓子府中学校部活動等派遣費補助金要綱」に基づき、学校教育活動の一環として行われる中学校体育連盟や吹奏楽連盟が主催する全道大会や全国大会に対しては、補助対象経費の全額を補助しております。

一方、スポーツ少年団などの社会教育活動につきましては、自主的な活動への支援という考え方で、「訓子府町社会教育・社会体育関係大会等派遣費補助要綱」に基づき、管内予選を通じて全道大会に出場する際は補助対象経費の2分の1、全道予算を通じて全国大会に出場する際は補助対象経費の全額を補助しております。

今後も、大会派遣費につきましては、社会情勢や近隣市町の状況、各団体や保護者のニーズを踏まえながら、補助内容について調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 理由についての確認はさせていただきました。とりあえずお聞きしたいんですが、訓子府町の場合、去年のことだけでもいいんですが、去年は本当に全国大会に大きな費用が払われていますが、派遣研修費全体の中の全道大会の経費の割合というのはどれぐらいなのでしょう。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、全道大会、全国大会の割合ということだったかと思えます。社会教育の団体の関係だけでよろしいでしょうか。それでは、昨年度につきましては、金額でいきますと全道大会につきましては、余湖議員おっしゃるとおり昨年は大変多く大会に参加をしております。金額でいきますと103万5千円、大会の数でいきますと10大会に参加をしております。全国大会につきましては、ご回答の中でもありましたが、北日本少年軟式野球選手権大会、KLが参加しているものにつきましては196万3千円ということでございまして、合計でいきますと約300万円ということになります。割合でいきますと昨年の場合ですと3分の1が全道大会、3分の2が全国大会という割合になります。

以上です。

それから、今、社会体育の方ですが、今度は社会教育の方ですが、社会教育につきましては、昨年度、全道大会につきましては25万6千円、回数でいきますと2回でございませう。それから全国大会につきましては回答書でもお答えさせていただきましたが、全日本リコーダーコンテストで194万2千円ということで、ちょっと低額のものもございませうが、金額についてはそのようなことでございませう。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 今、皆さんもお聞きになったとおり、大体、全道、派遣経費、全体の中ということは、要するに全道大会と全国大会についての補助の関係なんですけど、

去年の場合で大体スポーツに関しては3分の1ぐらいということで、100万ちょっとということなんですけども、これ理由の中で、要するにどうして補助が違うんだという中に自主的な活動への支援だからということが一つ大きな理由になっているんだと思います。もちろん自分でやりたいとやっているんだから、ある程度のものはしょうないんじゃないかというような結論から言うと、そういう言い方になるのかなと思います。その部分については、もう今の時代といいますか、こんだけスポーツをやる子ども、子どもたち全体の人数も少なくなってきた中でスポーツをやる子ども、訓子府でいえば金管とか芸術にいそむ子どもたちの比率もね、非常に少ないものになってきています。これはやっぱりやってもらうことに対する逆に言いますと、お前ら好きでやっているんだからというような言い方じゃなくてね、やはり一人でも多く、もっともっとやってほしいというような方向性の中で、このことについては進めていかなければいけないんじゃないかと思います。漠然とですね、私も最初は漠然とから始まりまして、今、町民の方の中でも漠然とした中で、なぜ本当に学校教育が全額で社会体育、社会教育については半額なんだという漠然とした、もう本当に疑問が先に立ってきているのが現状だと思います。これは金額からいっても本当に去年の場合は非常に全道大会出場が多いということで、百数万円かかっていますけれども、それまではそんなにかかる金額のものではないと思うんですけども、やはりこの派遣費用については訓子府町というのは大変恵まれているというのが、もう間違いないところです。本当に北見のスポーツやっている子どもたちの親から言わせると、もう訓子府は天国みたいなところだと。そんなことを言うぐらいで、子育て訓子府がいい町になって、訓子府にきてくださいというような話も昨日あたりもいろいろ出てますけども、もう本当にこういうこと一つ考えても訓子府町というのは良い町だなという感覚は持っております。ただやっぱりどう考えてもですね、金額的に考えても、これも一つやはり全道大会についても、もう全道大会のこの部分だけなんですよね、管内大会については、それぞれの少年団の中で負担の中でいきますけども、全道、全国というものに関して、この部分だけが半額補助という話でいってるものですから、これに対する漠然とした不自然さの中で、やはりこのことの改革というのは必要じゃないかと思うんですけども、教育長、このことについてはいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、社会教育と学校教育の違いについては前段私がお話したように、漠然とした関係ではなく、要綱というか、そういうふうな、うちの補助要綱に基づいて、今やっていることですので、まずその辺のところをご理解いただきたいと思います。あくまで学校については学校活動の一環としてやっているということで、例えば中体連大会については、公費の中でやっている大会でございますし、そこを学校の活動として認めているということで、従前という古い時代から全額をみているということでございます。それと余湖議員がおっしゃるように、今までも数度にわたり、この件についてはご質問いただいておりますけど、私たちもこうお話をしているように、子どもたちはスポーツを通じて心身を鍛えながら活動するということは少年団、部活動においても同じ目標でございますので、それらを教育委員会として、どうそれをそういう環境づくりを努めていくかというのが私たちの大きな課題だと思っておりますので、その辺のところは私たちも思っているところで、それでまず大会派遣費ということだけではなく、うちの町は例えばスポーツセン

ターを、ハード的な施設整備はハード整備をしましたし、例えば、少年団に対する活動補助金もこれは金額のことを申し上げると管内的にも非常に十分な金額も他の町村から比べても十分増額しているというか、大きな金額を補助しているとか、後は今言ったようにスクールバス等を少年団なり部活動にも活動の中でできることをしてますし、さらに指導者の一番指導者が少年団活動、部活動の中でも大切ですので、その辺のところで指導者に対する養成に対する研修費の補助だとか、さまざまなことを含めながら、今、教育委員会でスポーツの振興に努めているということがまず一つで、大会派遣費の全道大会のお話をしていますけど、今、金額の2分の1か全額かというお話ですけど、他の市町村から比べても例えば大会派遣費の補助対象の中身もうちは他から比べて、他がみていないものもうちがみていたりとか、そういうものの中身に含まれていますので、その辺含めてご理解いただきたいのと、それと平成、余湖議員からも数度にわたる、こういう大会派遣費の補助のお話もあって、経済的に困窮しているような世帯を平成28年度に準要保護世帯を全額公費負担するというので、そういったことは管内的、もしかしたら全道的にもないような、うちの中でそういう、だから社会情勢の変遷を受けながら、私たちとしても大会派遣費については見直しを図りながら今やってきているところですので、今、現状としては、今、2分の1という形にはなっていますが、今後そういう中で社会情勢とか変わりましたら、その辺のところを見極めながら、その辺のところを検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 私もさっきから言っていますけど、本当に訓子府というのは恵まれているところです。スポーツ少年団の補助金にしろ、今、教育長が言いましたように、本当にすべての面で、あらゆる面でよその市町村に比べると恵まれて素晴らしい町だというのは、もう私もわかっていますし、経験させていただいています。ただですね、去年あたりみてもわかりますけども、結構、全道大会に行くような活動で頑張ってくるチームとか少年団というのは結構限られてきますよね、去年はバレーも3回行ったとか、野球もやっているとか、リコーダーは当然の話ですけどもね、そういう重なりというか、現状をみますとやはり同じところに行くのが結構多いですね、今年もまた野球も全道行く、陸上も何人か行く、そういうようなことで数少ない中でも、その中でも頑張っている少年団というのは、それぞれ実績を残してきていますね、ということは、どうしても行く回数も多くなるんですよ、常時、バレーが3回行くなんてのは、もう本当に常時大会では全道大会にもう軒並み行っているようなもんじゃないかと思います。やはりですから、それは行く場所にもよるんですけど、やはり掛かる経費というのは、やはり大変なんですよ、これ、たいてい全道になると1泊、遠いところになると2泊とか、そういう中でやっていきますと、ある程度の経費が、1回だけなら楽しくて親も一生懸命出してあげてもいいなと思うんですけど、2回、3回となると、これまた親にとっても逆に頑張っているんだけど、ちょっと大変だなという気持ちは実際にあるんですよ、ですから実際にやっている親の子どもからそういう話は聞きますからね、実際にはあるんじゃないかと思います。スポーツ活動をやっている上での環境づくりというのは本当に先ほども言いましたけども、訓子府は素晴らしい町で認めるところでございます。しかし先ほど教育長の言葉からも出ましたように、社会、そうですね、社会環境の変化でいきますと、もうそろそろいいんじゃないですかね、

やはり今までも流れの中で本当に段々そういう対象が増えてきて、しかも今、要保護・準要保護の子どもについては全額補助するまでいっているんですよ、これあと一つですよ、この全道大会の残りの2分の1を解消すれば、やっぱり訓子府はパーフェクトですよ、これやっぱりよその市町村に先駆けてでも、この体制を作って、やはり子どもに対して本当に育てるんだという気概を持った訓子府町にするためには、これが最高だと思います。いかがでしょう。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 感じ方の違いかもしれませんが、社会環境の変化が今かという部分で言えば、私はまだ今はそういう状況ではないというふうに認識しているところで、余湖議員のおっしゃるように、経済的な負担で例えば全道大会なりに指導者の頑張りや子どもの頑張りによって全道大会に出場することが複数回になると親の負担ということも増えるというのは確かなことでございますけど、それも含めて自主的な活動の中で親御さんなりが、その辺のどこを感じながら、そういう活動をやっているというふうに私としては思っていますので、それらのことを含めまして、今後いろんな変化を見極めながら、私自身はその辺のどこを検討してまいりたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 考え方の違いがあるから質問して回答いただきたいなと思って、当然、教育長の言っていることもそうかと思いますが、私はもう社会環境の変化というのは、もう今だと思えます。今やらなくちゃ、今こだけ子どもたちが頑張っている姿が見えているんですよ、やはり野球が、今までの積み重ねの中で、今まで全道大会行ったこともありましたが、去年は全国行った。今年また春、北大会行くんだと。これまた全国につながるかもしれない。これはね、野球を知らない人でもスポーツをやっていない人でも、やはりこれは頑張っているんだなというの本当にわかりますよね、やはりこのことに対して、教育長は訓子府は素晴らしい、今まで散々やっていますよというのは、それもわかりますよ、積み重ねの中でやってきたのはわかります。しかし、やはりこれからもっと頑張ってもらうためには、もうちょっとじゃないですか。予算の中の本当に、こだけ去年みたいにすごい活動にしても100万円ですよ、これ100万円出してね、全額補助にできるという形をとることによって、どだけの子どもたちに、どだけの指導者に夢と希望を与えて、いやあバンバン全道大会行くぐらい頑張ろうよと。今までは何だかんだ1万円、2万円かかってたけど、今度は掛からないんだよと。もっともっと行けるじゃないか。そういうね、気概を持たすためにも、これはね、やるべきですよ、数字的に見ても、やっても何の心配もない訓子府町にとっては。それでいて訓子府は先進地になる。これは教育長の力ですよ、よろしくお願いします。どうですか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 論点がちょっと私自身の中ではちょっと整理できないところもあるんですけど、金額の大小でその事業をやるかどうかというのはまた別な話だと私自身は思っていますし、先ほど来、私が言っているように、うちの町としては、総合的にいろんな面で支援してくと。この大会派遣費だけを特化して、その辺のどこをどうしていくかという考え方ではなく、いろんな面での支援を行いながら、子どもたちのそういう環境づくりをするというのが私たちの教育委員会の考え方でございますので、ご理解いただきました。

いと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 全くわかってますよね、本当にそのとおりだと思います。でも残るはこれだけなんです。これができる時にもう訓子府町はスポーツの活動に対して、何の文句もつけられない、素晴らしいものになりますよ。これがね、私の考えと教育長の考えが違うから、私はこうやって質問して、お願いする立場にあるんですけども、現状を把握した中で、やはりこれが必要だと思うんで、こういうお願い方をしていますので、これはね、僕の考え方が、教育長の考え方がそう思わないから、それはなりませんというような言い方、していないんでしょうけども、検討の課題になるんだと思うんですが、やはりこれはね、やっぱりどう考えても必要です。ぜひとも実現に対して前向きな返事をいただきたいと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご存じのとおり教育行政は基本的には教育長の専権事項ということで、私は林教育長や教育委員さんの考え方に従っているというのが基本的な考え方です。ただ、余湖議員の言うように、あと、社会教育でいっている2分の1補助を100%補助にすればという考え方もわからないといったら嘘になりますけども、わかります。ただ、あとこれだけだというよりも、全ての子どもが最大の環境と最大の条件の下で教育を受ける権利というか義務、我々は義務があるということを考えていくと、これだけ訓子府町がやっても、周りの市町村が全然前に進んでこないという状況を私は気になります。あらためてスポーツ少年団本部の方々が管内的な、あるいは北見地区のそういうスポーツ少年団の組織がありますから、これらでもこういう大会派遣について等しく、北見の子も置戸の子もみんな含めて、訓子府を目指す、そして全体として全額補助をできるような体制を作っていくということを当事者としてやるべきではないのかと私はそう思います。参考意見まで。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 町長がおっしゃるように、本当にね、足並みを揃えた中で管内、少なくとも管内じゃなくても、1市3町ぐらいはね、同じような補助の中で子どもたちが育っていく環境ができれば最高かと思います。ただそれについては、また一つ、我々の力という、スポーツ少年団の力とか、そういう話よりも、やはり行政の中で、トップの中でやはりそういう子どもの育て方を相談していただいて、そういう方向にもっていってもらうのも首長としての一つの仕事じゃないかと思いますので、ぜひそのことについてはお願いしまして、教育長には最後聞かないですけども、ぜひ前向きな心構えを持っていただきたいと思いますので、この質問についてはこれで終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

じゃ二つ目の質問に入らせていただきます。

二つ目については、消防職員の町の防災担当への出向について、ご質問いたします。町長をお願いします。

昨今の自然災害は、今までには予想することのできない事例がいくつも発生しております。

人的災害を含め、訓子府町の住民の安全・安心、生命・財産を守っていくためには、町



の防災部門と非常時、実働部門となる消防支署の働きおよび連携は今後の重要な課題だと思えます。

今後の訓子府町の防災力強化に向け、防災分野における専門職としての消防職員を町の防災担当課に配置し、行政部門と防災実働部門の消防支署がより一層の連帯強化を図り、町民の安全・安心の確立を図るために期間限定での消防職員の防災担当課への出向が望ましいと思えます。

このことについてお考えをお伺いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「消防職員の町の防災担当への出向について」のお尋ねがございましたので、お答えをいたします。

消防職員は複雑多様化する災害対応および救急活動の高度化により、更なる専門性が求められる中、専門的研修として北海道消防学校への警防課程・危険物課程および救助課程等の専科教育課程に入校させ研修を行っているほか、救急救命士の法的に定められている、処置拡大に伴う資格取得のための追加研修および救命士再教育研修等と多くの研修を受けるなど、さまざまな対応に備えております。

そういった中、各種研修に伴う日常の職員不足の常態化や消防自動車の搭乗体制の強化により、消防職員の増員を執行方針で触れさせていただいたところでございます。

一方、本町防災担当職員につきましては、専任の職員を配置するまでに至っていない状況であり、議員が言われる消防職員を防災分野における専門職員として本町の防災担当係に配置し、行政部門と消防部門の連携強化を図ることは理解するところでございますが、現在の消防体制では難しいと感じております。

しかし、万が一の災害に備え、消防との連携や情報交換などをさらに強化し、住民の生命、財産を守り、安全、安心のまちづくりに努めてまいります。

以上、お尋ねのありました点について、お答えいたしましたのでご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 私はこの問題に、この問題といいますか、問題じゃないんですけど、この提言につきましては、非常に前から考えているところでございますが、やはり現実、今の回答の中にもありましたように、職員の数からいきまして、大変だということとは重々承知しております。ですからまあ、最初に結論を言うような感じになりますが、やはり今すぐとは言いませんが、やはり数年の中には職員を増やししながら、1人でも余裕をみたくてこういう体制を作っていくことの必要性を非常に感じておりますので、ぜひともこのことについては深く考えて実行の道を作っていただきたいというのが結論になるんですけども、実際にやはり北見ぐらいのね、大きな消防署になりますと、本当に札幌の消防本部にも東京の消防にも職員を派遣するぐらいのことをしながら、最終的にはそういう職員を出すことによって、自分たちの消防の勉強になると、研修になるということでやっておりますけども、やはり回答書の中では、ちゃんとそれが必要だということは理解していただいているんだと思うんですけども、これどうなんでしょうかね、来春1人職員を増やすというようなこともありますが、将来的にはもう1人、2人増やした中でなきゃ現実的には無理なんではないでしょうかね、それともか、職員が1人来ることによって、消防職が1人来

る、町のそういう事務職の方が1人行って事務関係の仕事をするというようなことに関連があれば、ある程度は人数的には何とかなるんじゃないかなと思うんですけども、この実現についてはいかがなんでしょうか、町長。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、消防の人員体制の関係でご質問ございました。基本的に余湖議員、消防議員ですので、定数の問題がございまして、現在、昨年ですか、今年に15名体制ということで、現在14名体制で、答弁でも申し上げましたけども、その他の研修が昨年度は284日、全職員ですけど、14名で284ということですので、そういった意味では、各自残業しながら埋めているような状況もございまして。加えて今、議員からご提案あった部分で申し上げますと、定数内のカウントということでございまして。加えて事務職との交換がどうなんだという問題ありますけども、消防、当直、宿直含めて、消防活動も含めてやらなきゃならないということで、事務職で行って、すぐそういう体制ができるかという、またそういった部分では専門性も含めてですね、なかなか難しいかなというふうには思っております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 今、思っておりますで最後終わりましたんで、それは難しいと思っておりますというくだりだったんで、言葉じりをつかむ訳じゃないですけども、難しいとは思っていますが、やはり将来的には必要ですというような返答はないでしょうかね、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 道庁や北見市役所の10万規模の人口の市でいきますと危機管理官とかですね、そういうセクションを置きながら、危機対応を行っているという状況がありますし、市町村レベルでいきますと大変難しい。今の段階では消防職員とそれから私どもの総務課、町民課を中心とする防災の日常的な連携をですね、スムーズにやっぱりやっていくということが、より現実的な選択肢ではないかなというふうに思っています。さらにもう一步、これもまあ余湖議員、ご存じのとおり、私どもの町は新卒の町職員は採用、男子職員は採用と同時に消防団に入っていくということもやっています。それは日常的に地域を知り、そして防災やあるいはさまざまな状況の危機を想定して職員が育成されていくという点でも他の町にはない、非常に積極的な私は選択をさせていただいているということで理解しています。もう1点ですね、じゃあ将来的に必要なのかと。これは将来的に私が在任中できるかどうかは別としても例えば退職自衛官ですね、町に配置して危機管理や災害、防災に対する専門的な知識を生かすような状況を作ることが可能かどうか、あるいは作るべきなのかどうかということも視野に入れながら危機管理や防災関係のことについては、全体の問題の中でさらに検討していく余地があるのではないかなって考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 将来に向かってね、そういういろいろ考えていらっしゃるというのは非常に頼もしい話で、ぜひとも町長、4年の間にできるかどうかわかりませんが、ぜひ道筋はつけていただくことがいいんじゃないかと思えます。ただ、私としては、一つはありますのは、この話については、もちろんプロである消防職員ではありますが、やは

りプロです、プロというか、そういうことに関しては非常に日頃から勉強して研修しているいろいろなことやっていますんで、これからの自然災害等を考えた時にやはりそういう専門職の力の中で町の防災体制というのを作るにあたって、もちろん今、お話の中にありましたように、日頃から連携をとりながらやっているというのはわかりますが、やはり消防職員としているのと、町の職員の中に入った中で、そういうものを作っていく、担当して作っていく立場というのはかなり違うんじゃないかと思います。その必要性というのは大きいんじゃないかと思います。また、さらにですね、そういう形の中で、町の行政の中に入った職員がこれまたある程度勉強した中で、行政を勉強した中で署に帰った時に、やはりまた連携というのは町と署との連携というのについては、非常に身になる話でないかと思います。やはりそういう意味から考えても現役職員のやはりこういう行政との職員交流といえますか、期間を絞った中で、そういうものの必要性は私は大事だと思っております。今すぐの話じゃないんで、私の質問はこのことに関しては、そういう必要性を訴えた中で終わらせていただきますが、最後に町長このことでも一言お願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 検討課題ということでご理解いただきたいと思いますが、ただ、現状としてですね、消防職員経験者が今2名、一般職で入っています。これを防災担当にするかどうかは別としても、その適性に合わせて消防の次長をやったり、あるいは職員だった者が今、役場の中におります。逆にまた一般職で採用した者が消防の職員としても活躍している。同時にまた支署長もかなり長い間、一般職として活動して、そして消防の今、支署長を務めているということを考えますと、その点では適宜、状況に応じて、やっぱり人事配置をしたり、そういったことも実施してきた経緯がありますから、含めて、余湖議員の提案も受け止めながら、将来的な課題として検討させていただくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 全く今、町長言ったように、今まで、今の職員の中にも消防経験者がいる、消防の職員の中にも行政経験者がいるという、それはその時、その時の中でどういう経緯の中でそういうものが生み出されてきたのかはわかりませんが、やはりこれらについては、やはりそういう目標というか、そういう一つの目的を持った中での交流ということになりますので、やはりそのことについては人員についても、どんな人がいいのかということも非常に問題になってくる場面があると思いますので、ぜひこれから検討していい方向に持って行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、三つ目の質問に入らせていただきます。3番目、最後の質問としまして町長にお伺いします。

民間提案型住宅、大町にありますタウンコート整備事業について、お伺いします。

この事業は、当時、訓子府町にある企業、当時はホクレンとか、クノール食品等に通勤する町外からの職員を町内に住ませたくても住宅がなく困っている。公営住宅には所得の関係で入居が困難である、そんな人に町内に住んでもらうための住宅施策として行われた事業だと思っております。

昨年春の入居募集時から全8戸は満室で順調な滑り出しをしたと思っているところですが、今1年を経過していろいろな評価を聞くようになりました。

そこでお尋ねします。

一つ、現在まで利用者からの評価はどのような声が上がっていますか。

二つ、今後の敷地内環境整備の充実について、どのように考えておられますか。

三つ、本来の事業目的に沿った活用がなされているのかをお伺いします。

お願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「民間提案型住宅整備事業について」3点のお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

1点目の「現在までの利用者からの評価」についてのお尋ねですが、平成29年度に民間提案型住宅整備事業で建設した定住促進住宅「タウンコート」2棟8戸につきましては、平成30年3月末の入居開始時において、8世帯が入居し、約1年が経過したところであります。

入居にあたっては、入居希望者に入居条件等を説明するとともに、現地の状況を見ていただき、町営住宅入居者選考委員会を経て、入居いただいております。

現在までの利用者からの評価につきましては、建設から約1年を経過したことから、入居者の方々に対しまして、あらためて住宅の不具合等について確認をさせていただいたところ、一部の入居者の方から、台所回りや建具等の一部に不具合があることや、駐車スペースの舗装化などのお話も伺いましたが、この住宅全般につきましては、高い評価をいただいたところであります。

次に、2点目の「今後の敷地内環境整備の充実について」のお尋ねですが、定住促進住宅「タウンコート」の敷地面積は約952㎡、その内住宅以外の敷地面積は約614㎡となっており、駐車スペースを含め、敷砂利で整備されております。

今後の敷地内環境整備の充実につきましては、敷地内の舗装化が考えられますが、町単費事業による町営住宅等の駐車場整備に関しては、舗装化していない状況にあることや、駐車スペースの舗装化により、新たに駐車場使用料が発生することにもなりますので、今後、入居者の意向等も把握しながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の「本来の事業目的に沿った活用がなされているのか」とのお尋ねでございますが、民間提案型住宅整備事業で建設した定住促進住宅「タウンコート」は、入居者は所得基準等により町営住宅に入居できない方々の入居を対象にしており、町内勤労者をはじめ、町外からの通勤者や、農業後継者等の市街地居住など、幅広い住宅需要に対応するために実施した事業であり、居住対象者を限定せずに、広く募集を行っており、議員の皆さま方にも全員協議会等において、説明をさせていただきながら進めてきたところであります。

募集を行った結果といたしましては、町内から4世帯、町外からも同じく4世帯の合計8世帯が入居していただいていること、また、この建物は、中心市街地に位置しており、商店街の賑わいにも資していること等からも、本来の事業目的に沿った活用がなされているものと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） それでは何点か質問させていただきます。

まず、現在までの利用者からの評価ということにつきましては、あまり一部の入居の方から台所回りや建具等の一部に不具合がある。駐車スペースの舗装化などのお話も伺いました。これぐらいで高い評価をいただいていると。これはどの時期にどのような状態でお聞きしたのか、ちょっとこれは定かではございませんが、担当課がいろいろお聞きしたんだと思いますけども、私は大町ですし、私もご近所ということもありまして、住んでいる方と何人かとも知り合いの方はいらっしやいまして、お話する機会もありましたけども、入居時に水道だか排水のパイプがおかしかったとか、換気扇を回したら逆に風が入るだけ出るだか何か不具合があったとか、壁にひび割れがあったとか、いろいろと何点かお聞きしているんですけども、ここにはないんで、そんなことはなかったのかなとは思ってはいませんが、この中にもありますけども、駐車スペースの舗装化などのお話も伺いましたというようなこともありました。それでちょっとお聞きしますが、これは我々全員協議会で最初これに建設する時に聞いた話の中では8戸で16台の車が停めれるスペースがあって、募集するんだというような、その当時はそういうお話だったんじゃないかと思うんですけども、これは実際には入居募集の時には車は1台ですという形にしたとかいう話もあります、そこら辺の経緯について、お知らせください。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、駐車台数の関係、当初の計画と現状の募集の関係の質問かと思えますけども、この提案型住宅につきましては、業者の提案だということで、町としては一応車2台スペースをとるようというところで提案を求めて、業者の方も提案に従ってされております。ただ、実際の入居にあたってでございますけども、駐車スペースとしては1世帯2台分を駐車できるようになっておりますけども、募集時点におきまして、募集開始時におきましては、まだ外溝整備等がまだ終わっていなかったということと、冬期の除雪関係の部分、それと入居者の所有する車の大きさもわからなかったことからですね、基本、その後の、入居後のトラブルといえますか、ご迷惑をかけない上でも、入居時には基本1世帯1台ということで入居して、入居願ったところでございます。ただ、実質ですね、外溝の整備も全部終わって、雪も融けていたところに、現状を見ますとですね、入居、他のスペースもありますので、2台停めていただいているという経過でございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 先ほども言いましたように、私、近所ですから、もう毎日何回もあそこの横を通るんですけど、朝といい、夜といい、昼といい、昼間はちゃんと空いてますけど、朝とか夜行きますと車はびっしりですよ、まあもちろん当然見たことあるんでしょうけども、16台を停めれるんでしょうけども、結局、見るとわかるんですけど、建物の横に道路までの間に1台、2台って停めるんですよ、わかります、したらこの車は出れないですよ、ですから同じ家族でやれば後ろの車が出てからこの車が出れば問題ないというようなこともあるんですけども、そうっていうぐらい非常に狭い。駐車、もちろん募集した時は1台でという話もあったから、1台停まればいいのか。ただ、今見ますと2台停めてもらってもいいですよというんでしたら、やはりあれは狭いですね、あの

狭さで2台停めますと、やはり家族の中で、もちろん家族の問題ですから、自分の中で先に出る時は先にしてとか、そういう話があればいいんですけども、一般的に考えますと、きちんとした住宅を整備するにあたっては、やはり駐車場の整備というのは、もう当然必要なことだと思いますし、今この回答書の中にもありますけども、舗装の話からいきますと、町単独の住宅整備ではそういうことはしないんだという決まりがあるのかどうかわかりませんが、そういうこともありますけども、ただ漠然と考えてもあれは狭いんじゃないかと思います。ですから冬期間なんかは、冬期間じゃなくて、今でもあそこの何軒かは、あそこの角の向かい側の民間の駐車場を借りて交渉してお金を払っているかどうかはわかりませんが、借りて停めているというのが現状ですよ、朝早く出たりする人に関しては、そういうことから考えますと、駐車場一つの整備についてもおそらく考えるところがさらに考えるところがあるんじゃないかと思いますが、そこら辺はいかがでしょう。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、駐車スペースの関係で狭いんじゃないかということでお話でございます。確かに今、言われている駐車スペースということでございますけど、一家に2台所有という前提です、縦列駐車といいますかね、同じ家庭内で前と後ろ停めていただくということでございますから、単独スペース、1台ずつの単独スペースがとれないという状況でございます。ただし、あそこの住宅の敷地の中で、まちなみに資するということで住宅を建てている経過もありまして、あの土地を有効活用しようということもありますので、基本的に今ある駐車スペースの中で入居願うということを進めておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 今入っている方にはご理解いただいて使っているんでしょうけども、一般的に考えても、やっぱりあのスペースは狭くて、これからあれを訓子府の鳴り物として、やはりいい住宅ということで整備して使っていただく以上には、やはりあの駐車場の状態では、非常に車を停めること一つ考えても不便な状態であります。これについては、やっぱりもっと今後の活用についても、活用に対してもこの駐車場の問題というのは考えていかなければいけないと思います。合わせて言えば、これは今、夏だからいいんですよ、これ冬になるともっと大変なんです。冬になると、そんだけの車が停まって雪が降る。雪の降らないとこならいいんですけど、雪が降ると車の間の除雪をするのか、玄関の前にも車停まっていますから、除雪をしなきゃ、除雪をするためには車をよかさなきゃいけない、どっちが先なんだという話になりますけども、こういうような状態の中の駐車場整備というのは、やはりどう考えてもおかしいと思います。あの建物については、真ん中の共有スペースというのは、玄関の入り口の前ですから、基本的にはあそこに車を停めるものじゃないですよ、考えますと。あそこに車を停めて発進しちゃいますと、あそこの団地はそれじゃなくても小さな子どもがたくさんいますよ。子どもがたくさんいる団地なんで、そういう安全意識からいってもあの真ん中に車を停めて発進するのが常態になっちゃうと、それは夏でも大変ですよ、これが冬になると除雪をする関係でもっと大変なんです。だからそういうことから考えますと駐車場一つでもいいですから、もう少し今後について検討する余地があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、駐車場を別にといいますか、整備、検討してはどうかというようなご質問かと思えますけども、現状の中ではあくまでも今のスペースの中で1人2台まで停めれるということにしておりますので、そういった中で利活用していただくということで進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 課長はだからそういう現状でやりますよっていうけども、実際にね、実際に使う方みても、そういう交通安全対策一つを考えても非常に危険な状態になっているんじゃないかということなんで、それと今、課長が返事する、いやあそうなりますから、それでいきますというような、ちょっとね、かみ合っていないなと思うんですけどもね、ですから、あそこの安全はこういうふうには確保できるんで、それで大丈夫ですよというならまだわかるんですけど、こういうふうには2台確保で皆さんと確認してますからではちょっとね、検討の余地がないじゃ、何か違うんじゃないかと思うんですよ、それとさらに舗装の話ですね、あそこは砂利で、返答書にもありますけども、駐車場は舗装するのは町の住宅ではないんだと。こういう返答がありますけども、あの部分に関して舗装しないで、あのままいくというのは、ちょっとどう考えてもおかしい。おかしいというよりも、もう不便でたまらないと思ひますよ、夏、雨降ったりしても、本当に舗装になっているのと、あの砂利で水たまりができたり、跳ねたりする場面って非常にありますけども、それ以上に冬のことを考えた時に、除雪するんでも、今、各自、除雪機というか、雪を飛ばす機械を使いたいと思ひても、下が砂利ですときれいにはできないですよ、本当に、それ一つ考えても、あの部分に舗装してあげるのは、もう当然の話じゃないかと思うんですけども、これお金の掛かることだから躊躇するのかわかりませんが、あんだけの住宅を作って、周りは舗装されていないなんてのは、ちょっと現実的でない。道のですから、昨日もちょっと違う話で聞きましたけども、道の公営住宅つくるんでも駐車場スペースはアスファルトにするんですよ、玄関の入り口のところはきちんとアスファルト敷いているじゃないですか。あれぐらいは道の仕事でもそうやるのに、町が鳴り物入りで作った住宅の中であそこが舗装されていないということの不自然さは非常に拭えないんですけどいかがですか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、1点目の安全、危険じゃないかということでございますけども、一応、住宅の共有スペースにも現在、車停めてございます。あそこのスペースについては間隔が約10mぐらいありますので、そういった中でご利用いただいているということでございます。ただ、共有スペースにも現在、利用してできるだけ安全を確保した中で車を停めて、あそこの場所を利活用するというで考えていますので、決して安全を無視しているということではございませんのでご理解いただきたいのと、それと舗装化につきましては、町長の答弁の中でもありますけども、入居者といろいろ駐車スペース、それとご利用料金の関係もありますので、協議いたし、協議って、聞きながらですね、今後検討するということになっておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） まず最初の安全対策、安全の、これはね、住民の人に危ないですから気を付けて自分たちの車ですけど置いてください。気を付けて子どもたち出入りさせ

てくださいというのは、それはもうね、住んでいる住民も考えるんでしょうけども、事故とか、そういうことというのはね、そういうことを考えていても起きるんですよ、それでだから一番いいのは、あそこに車が入らないようにすることなんじゃないかと思えますよ、もっといいスペースを持った中の駐車場整備をすることがまず町のやるべきことじゃないかと思えます。それはやっぱりね、考えていってもらわないといけないと思えます。さらに、舗装については、やはりね、舗装はしましょうよ、あの部分ぐらいは。やっぱり駐車場の料金がどうのこうのという前に、きちんと整備した中で、私はね、ちょっとあんだけ住宅を作ってね、あの家の周りですよ、まったく、別に駐車場がどんとあるなら別なんですけど、逆に言うと本当にあんなもんあそこに車停めてもらったら困るようなスペースの中で車を停めらせている。そんな中で駐車場料金が発生するのは不思議だなと思えますけども、発生するのは発生するでもいいんですけども、じゃあ住民の方にここ舗装したら駐車場、車代金、月300円もらいますとか500円もらうか、ちょっとわかりませんが、それでもいいから舗装したいと思うんですけど、どうですかと、やはりそれぐらいまでいってでも舗装はすべきだと思うんですけども、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、舗装が必要だということで、いうことのお話ございましたが、それも含めて今後検討してまいりたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 検討してもらいます一言ではちょっとまずい、まだ今の段階だと思うんですけどもね、現実的に課長はどうですか、あそこ見て、もちろん立ったことあると思うんですけども、あそこを見て車が停まっている状態で、これはひどいなどかって、あまり感じませんか。いかがですか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、どう感じるかということですが、確かに車の縦列で停まっていますので、車の台数は多いなというふうには感じているところでございますけども、ただ、今、舗装してない砂利のスペースのまま、入居者の中でも調整していただいて、効率のいい止め方をしていただいているという状況でございますので、現状の中では、とりあえずは大丈夫かなというふうには思っているところでございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 効率のいい止め方をしているのは確かですよ、それでないと停められないんだから、そうでしょ、それが便利か便利でないかという話ですよ。これ自分の家だったらね、自分の家、宅地が狭いから2台でも3台でも重ねてでも順番に出してでもいいということにはなりますが、これは町が整備してるきちんとした住宅ですからね、8台分、8軒の住宅があって、その土地の中に16台の車が必要なんで、きちんと停まって安全に運行できるような体制をとるのが町としての仕事だと思いますので、ぜひこれは考えてください。ちょっと時間がないんで、検討しますよりも、もっと考えてください。これはそういうことでお願いします。

それで3点目もやらなきゃいけないんで、そういうお願いをして、もっと考えることで何か言いますか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。



○建設課長（渡辺克人君） 検討してほしいということで、基本そういうことも含めてですね、当時は1台ということで入居者に対してお願いしたところでございますので、今言った余湖議員のことも含めて今後検討してまいりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 2台は1台とか、1台になったからとか、ね、だけど、今、我々最初は2台で、ああいい住宅になるんだなと思ってます。当然ですよ、2台は。今の世の中。それを確保できないような住宅じゃ、やっぱり不自然ですよ、それをね、できたら場所が少ないから1台で契約しましたとか、いや停めてみたらぎりぎりでも16台停まるから2台でもいいですよ。そんなことじゃだめですよやっぱりね、と思いますんで検討よろしくをお願いします。

それで3番目の質問の中の本来の目的に沿った活用がなされているかと。これも非常に大事な問題なんで、これをちょっとしゃべらないと終れないんでやりたいと思うんですけども、これについてはね、今、満杯に入っています。確かに。地元の間人が4軒、よそから来た人が4軒ということで8軒入っている訳なんです。これはもう8軒入っているということで非常にいいことなのかと思うんですけども、ただこれは本来の目的からいきますと、住宅を作る時に、あの当時ね、言っていたじゃないですか。ホクレンから誰々来たいんだけど住宅がないんだよと。飼料工場の、クノールの誰々さんが訓子府に住みたいと思ってても住宅がないんだと。給料高くて入れないんだと。それを解消するために、じゃあやっぱりそれはよそから人が来てもらうためにも、地元の企業の人に来てもらうためにも必要なことなんで、ぜひともそういう住宅を作らなきゃいけないと。公営住宅には入れない方が入れる住宅を作るということで作った住宅だと思います。それでこれ蓋を開いてみると地元の方が4軒、よそから来た方が4軒、8軒満員に埋まっていますけども、これじゃあ、予想の話をしちゃ申し訳ないのかもしれないですけど、これクノールから、クノールじゃない、今、味の素何とかって言うんですけど、そこの方で、いやもうぜひとも訓子府に住みたいんで住宅ないですかって言われた時に、その時のための住宅じゃないかなと私は思っていたんですけども、今満杯に入っていますんで、これそういう方には今度また対応できないですよ、今満杯に入っちゃっているんですから、これ必要なんで、じゃあもう1棟作る計画はありますか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、住宅不足については、昨日からの答弁の中でもお話をさせていただいていますが、あらためて、これからの町営住宅のありようについての検討に入っている。そして若い人たちにもアンケートをとっていますから、これからその中で町として住宅政策を明確にしていく必要があるんじゃないかなと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） これからのことはね、昨日の話の中でも、町長はいろいろ考えていらっしゃるんだなと思うんですよ、ただ、今ですね、やはりまだ、これ長期的な展望の中で、3年、4年後の話されてもちょっとまずいで、やっぱりこれ今年にしろ、来年にしろ、きつとやっぱりホクレンだ、ホクレンは住宅いいの作っちゃいましたから、もう必要ないというかもしれないですけども、クノールさんにしろ、またどこかの企業も、そういうレベルの方が来た時に入る人がないんですよ、これね、ですから最悪1億円で

きるんでしたら、またそういうのを作って人入るんですから、ペイはするんじゃないかと思うんですけども、そこまでは今の段階でいえないで、あれですけども、今度ですね、この目的に沿ったということからいきますと、そういう意味でいくと、今、8戸入ってますけども、もうどっか1戸空いた時には、そういう企業向けに1戸空けておくんだとか、何かそういういつでも入れますよという、とりあえずそういう対策とかもあってもいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

1分です。

○建設課長（渡辺克人君） ただいまの企業向けに1軒でも空けといた方がいいんでないかということでございます。それも一つ検討の余地はあるかと思えますけども、ただ、現実今、住宅に入りたいという方がいる中で空けておけるかという問題もありますので、その辺はですね、状況に応じて対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） もちろんそうだと思います。ただ、この目的というのは、少なくともよそから来る人が訓子府に来て入る住宅がないと、やっぱり人口の関係からいっても必要なことだということで、我々も認めて、これはいいことだと思って賛成した事項でございますので、できればよそから来る人のために、いつでも1戸ありますよ。1戸がなくなったら、次はもっと空き家でもどっか必ず入れるようなものを1戸用意して人をつつ、情報を待つという体制が必要じゃないかと思えますので、ぜひとも深いご検討をいただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（須河 徹君） 8番、余湖龍三君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

ここで40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午後10時40分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第34号、議案第32号、議案第33号

○議長（須河 徹君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第34号、議案第32号、議案第33号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第34号の質疑を許します。議案書31ページ。

ご質疑ありませんか。

工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。それでは、若干この基金条例について、ちょっ

と質問していきたいなと思っております。

まずはじめに、前段で当初説明いろいろありましたんで、この提案されている中身については理解できるなというふうに思うんでありますけども、その中で実際それをどうしていくのかという、このことについて関わることになるかと思えますけれども、2、3ちょっと質問いたします。

まずはじめに、この環境、いわゆる森林環境譲与税というのは、もう説明もありましたけれども、いわゆる住民税に上乗せ1千円で個人に、それで徴収していくという形になる税金がありますけれども、これの使い方を決める、この条例だとは思いますがけれども、その中で本町においての、この民有林というか私有林、そしてなおかつ人工林がこれの対象になるという、この環境税の問題でいけばなるんでありますけれども、当然この基金のその第1条の中にも書かれていますように、その使途も含めて、あるいは3条ですね、その中でもそういうふうに規定されていますけれども、本町の私有林、いわゆる民有林、人工林の面積がいくらあって、そしてそのいわゆる受益戸数といいますか、対象になる戸数というのは何戸ぐらいになるのかというのがまず第1点です。そして、その中で町外と町内という、その戸数の中、いわゆる受益者といいますか、町外と町内ということも当然あり得るのかなと思えますんで、わかる範囲でよろしいんで、その辺の内訳はどうなっているのかと、所有者の。

それから二つ目なんですけど、この基金の活用のための、これ条例はできるんですが、できたとしたら、規則とか要綱というものは当然作っていかなくちゃいけない中身になると思うんですが、この辺の考え方も含めてちょっとお聞きしたいと。

もう一つが、先ほどちょっと触れましたように、この基金条例、違う、条例じゃない、森林環境譲与税というのは、ここにも書かれていますように森林の整備とか木材利用の促進等々ということであつたわけでありまして、当然いわゆる、何て言うんですか、所有している、森林を所有している個人が、さまざまな皆伐だとか間伐だとか林道整備だとか、もろもろのそういう事業に充てていけるという中身になっているのではないかと思いますけど、この点でやはりそういう所有者に対する周知といいますか、こういう条例ができて、こういうお金を活用していけば整備されますよという、その周知をどういうふうに考えているのかなということがもう一つです。

それともう一つ、四つぐらいになっちゃいます。とりあえず四つぐらいになりますけれども、もう一つ、この民有林の関係でいきますと、もう既に本町でも、例えば民有林振興事業費補助金というものも作っていますよね、333万円ほど、今年提案されていますけれども、と合わせて新生紀森林組合に対しての民有林育成指導事業補助金というのかな、そういうのも200万円程度、こう予算されて、措置されていますけれども、こういった従来ある補助金というか、そういうものとどういうふうな整理をするのかということも、この使途の段階で求められてくるのかなという思いもしているところであります。だからその辺の整理を今後どういうふうに考えて、その整理をしていくのかなと。この条例に基づいた基金の活用という中で、ちょっとそこら辺の考え方があればお伺いをしたいなというふうに思っているところです。

以上、そんな程度でまずお答えをいただきたい。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） それでは、4点ほどのご質問がございました。

まず1点目でございますけども、民有林の、町内におけます民有林、人工林の面積、所有者につきましては、現在、面積が216ha、それから所有者数でございますが、178名でございます。それで町内者、町外者のちょっと割合については、ちょっと資料ございません。後ほどお答えしたいと思います。

それから2点目の活用のため、この基金の活用のための規則、要綱等についてと、作成についてという部分でございますけども、基本的にまずこの今回提案させていただきました部分については、基金条例ということで譲与税を基金として積み立てると。それに関しての条例設置という部分で今回提案させていただいております。活用につきましては、国の方で指針等が出てございますので、それを参考にしながら町の方で使えるもの、使えないものって当然ありますので、そういったものを参考にしながら、これから運用していきたいというふうに考えておりますので、特段、規則だとか要綱等を今現在では作るという考えは今のところはございませんが、活用についてはそういうことで国からの部分もございまして、そういうものを参考にしながら使っていきたいというふうに考えております。

それから所有者に対する周知でございますが、今回、基金を積み立てをさせていただきます、これを来年度活用、来年度からちょっと活用しようというふうに現在考えております。その来年度については、先ほど申し上げました所有者178名、その方々に意向調査ということで、まず所有者の判明からスタートしまして、というのは、現在うちでおさえてても、死亡したとか、相続したとか、いろんな部分で所有者が不明な部分というの、不明っていうんですか、そういうのも当然中にはございまして、そういうものの洗い出しですとか、そこからスタートいたしまして、あとは自分が持っている森林を今後どういうふうに施業していくのか、活用していくのかという意向調査も含めた中で平成32年度からこの基金を使って行いたいと考えておりますので、そういった段階で周知も含めた部分で行ってほしいというふうに考え、令和2年ですね、ごめんなさい、令和2年度からの部分でございます。

それから4点目の民有林の振興の関係で予算の中にも、未来森づくりという部分で国の補助事業がございます。それと新生紀森林組合に対します民有林活用のための補助金という部分でございますが、これについては、全く性質、性質は違わないのかもしれませんが、同じ民有林ということでございまして、並行して行っていくということに多分なるかと思っております。この環境譲与税が入ったから、そちらがなくなるとかっていう部分ではなくて、今の段階では、そちらはそちらで森林組合等を通じて民有林の皆伐だとか間伐等をした時の補助金ということで道の方に申請をいたしまして、道から補助金をいただいて、それを森林組合からは個人というふうな流れの部分は今までどおりも変わらないというふうに認識をしております。

ちょっと町外者、町内者の割合については、ちょっと時間かかりますので、後ほどまた。

すいません、申し訳ございません。民有林の面積、申し訳ございません。先ほどちょっと私、216haというふうなお話をしたんですが、実際には農業センサスでいいますと1,235ha、ごめんなさい、そのうちですね、先ほどお話ししたのは、意向調査対象面積、要するに所有者がわからないとか、そういったような部分での、きちんと調査をしな

きゃならないという部分については、今のところ216haあるというところでございますので、ちょっと数字の違い、申し訳ございませんが、訂正等をお願いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。何点かお聞きします。聞きたかったこと、工藤さんと被った部分もあるんで、気を付けながらお聞きしたいと思います。

まず1点目は、この条例の対象に個人がお持ち、会社がお持ちの民有林は同然でしょうけども、町有林がこの基金を活用することの対象になるかをまず1点お聞きしたいと思います。町の財産ですね。

それと、ちょっとわかったような、わからないような感じで今答弁聞いていたんですけども、森林組合を通じてある従来の民有林の補助事業と並行してこれの基金の運用が行われるというような、今説明あったかと思うんですけども、逆に聞くと森林組合を通じている従前の現在の補助金の個人負担分ありますよね、持ち出し分、これにこの基金の収益を、収益というか基金を活用して民有林の活性化というか整備を進めることはしないのか。した方がいいと思って私は聞いているんですけども、それと関連もありますけども、国の要綱なり省令か、わかりませんが、国の指針に沿って行なわれるので下部の例規は作らない予定だっただけ今お話ありましたけども、それはいかがなんでしょうかね、国が示すのはあくまでも一つのモデルであって、訓子府町がこの基金をどう使っていくかということは訓子府町がその独自のスタンスがある訳で、当然使い方はもっと細かく規定しないと基金を積むだけに終わっちゃいませんか。すぐということはないでしょうけど、来年運用したらもう私はいろんなこと想定される。さっきの森林組合を通じてさらに個人負担にオンするとかっていう使い方もあれば、別な使い方もあれば、国が示すモデルと違う率や額を使ったりとか、もういろんなこと考えられるんで、下部の例規を要綱なのか規則はわかりませんが、それを作らないとちょっと疑義が今でももう思います。1回目こんなところですね。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず1点目の町有林がこれの関係で対象になるのかという部分につきましては、これはあくまでも民有林でございますので、町有林は対象にはなりません。民有林の施業というんですか、管理というんですか、そういう部分でございますので、対象にはなりません。

それから2点目の森林組合を通じて行っている現在の部分での個人の負担分をこの事業に充てられるかという部分につきましては、基本的には、ちょっとあの国の部分の中には、そういう部分がちょっとないので、ちょっと私が今きております国からのいろいろな要綱等の中では、その併用に関してはちょっとないんですけども、説明会等では別だという話もございますので、それがちょっともう一度きちんと道なりの方にも確認をしながら、運用していく上ではですね、議員ご心配のとおり運用していく上ではその辺も活用しながら民有林所有者の方にも周知していきたいというふうに考えてございます。

それから3点目の要綱につきましては、先ほど私の方からは国の要綱等は指示等があるのでという話もございましたけども、これもはじめてのことでございますので、来年から一部運用したいというふうに考えておりますので、そういった部分も含めた中でちょっと内部の方でももう一度検討させていただいて、必要な要綱等、要綱がなければ難しいって

部分がもし出てきたりとか、そういう部分については国の要綱なり要領なりも、もう一度ちゃんときちんと照らし合わせながらですね、町独自の部分が必要であればまた制定をして運用をしていきたいというふうに考え検討させていただきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 2回目の質問になりますけれども、先ほど山田議員の方からも要綱の問題も出ましたけれども、私が質問した経過も中身からいくと、先ほど言ったような、先ほど、もう一つは新生紀森林組合にも助成金というか補助金を出していく。そしてさらにもう一つ本町としても民有林振興事業費補助金のような形で民有林の振興に向けてお金を出しているんですけども、そういう補助との関係から考えて、いわゆる手出しの分を何とかという話も今されましたけれども、やっぱりある一定程度、こうきちっとした整理をしなければ、この関係でも、やっぱりちょっとこう本当にそれでどうかなって、確かにそれは国の方からのガイドラインというかモデルというかケース、いわゆるひな形的なものが出てくるかとは思いますが、やはり一番大事にしなければいけないのは、こういう市町村レベルの本当に実際、山を持って何とかしたいんだけどもお金がかかって何とかできないと。いわゆる人工林、これ人工林ですから、山に木を植えて何とかしようと思った人たちが、なかなかできない状況を何とかしようということで、こういう税金ということで、これもいろんな議論がありましたけれどもやる訳で、そこがやっぱり末端が一番、ああやっぱりよかったなと言えるような方向をとるためには、そして公平、平等といえますか、そういうのがやっぱり担保されなければいけない仕組みにならないとまずいのかと思っていてんです。そういう意味で細則とか規則とか要綱というのは必要じゃないかということをお願いしたかったところでありまして。

それともう一つ、その要綱にはちょっとずれるかもしれませんが、今言ったように、山持って何とかしたいって、もしかしたら3反、5反のところは山として人工林でカラマツ植えたり、トドマツ植えたり、あるいは、カシワ、いわゆる何ていうんですか、シラカバだとか、いろんな樹種を植えながら、何とかしたいと思っている人たちが使えるようにするということになれば、その技術的なノウハウも含めて、やはりそれを丸投げして自分でやってくださいと。自分で業者も探しながらやってくださいとかっていうことには、なかなか難しいことにならないのかなと。本当にそれをするためには、それができないから大きな部分でいけば、新生紀さんをお願いしながらやっているところもあるんで、そういう部分の整理も、やっぱり合わせてその要望聞き取りの中で十分捕まえておきながら、やっぱりこのせっかく作ったものであれば、そういう末端の部分の人たちの利益になる運用をぜひともこの基金の中で活用しながら、そういうその大きな方向性ですね、これをちょっと検討していただければいいかなと思うんですが、その辺のこれからに向けての検討の考え方はいかがでしょう。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 1点目の要綱、要領については、先ほど工藤議員の1点目の質問の中では国の方の要綱があるのではという話でちょっと説明させていただきましたけど、その後、山田議員の質問等の中の答えとしては、今後も必要な部分については作成

するなり検討していくということで進めたいと思います。

それから2点目の個人に対する指導っていうんですか、そういった部分に関しましても、当然聞き取り調査等を行いますし、議員がおっしゃるとおり個人で、じゃあ山を、自分の山に行って枝払いをすとか下刈りをすとか間伐をすとかって、やっぱりよっぽど特殊な技術を持ったり、特殊な機械を持ったりとか、山を愛する、愛するってちょっと変ですね、山を管理しようという人でなければ、なかなか難しいというのは議員のご承知のとおりでございます。そういう方についてもですね、今回意向調査なり、何なりの中で意見をお聞きしまして、自分でやるという方もいるかもしれませんが、どこかに頼みたいと。そういう施業する業者等を頼みたいと。特に遠隔地の方でしたら、どういうふうに、どこに頼んだらいいとか、いろんな部分がございますけど、そういう当然相談にも乗りますし、こちらからもそういうようなことで話しかけをしたり、相談に乗ったりということになると思います。それからもう1点ですね、例えばどうしても、もう施業しないと。それから管理をしないと。例えば親から譲り受けたんだけど、遠隔地にいるので、もうそんなことはしないというようなことで管理放棄をしたいという方ももしかすると中にはいる可能性もあると僕ら思っておりますけども、そうした中ではそういう方々から当然同意なり承諾をいただいて、町が代わって行うこともできるというふうに今回なっておりますので、もしそういう方がおりましたら、当然町が代わって行くと。ただですね、ちょっとここに基金の第5条の中に基金を原資とする事業によって発生する収益は一般会計に入れるというようなこと書いてあるんですけども、これは今言ったように、もし放棄をして、そこを間伐行ったりとか、そういった時にその材は町の方で売り払っていいんですと、町の方に全てお任せしますといった時に、もしそれ収益があった場合については、一般会計に計上するというようなことで条例も作らせていただいておりますので、もしかするとそういう方がおれば、いれば、そういうようなことで対応を今後もしていきたいというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。答弁聞いているとわかったような、わからないように段々なっている。これ私が能力ないからだと思って聞いていますけども、この森林環境譲与税は、そもそもですね、森林が持つ広域性といいますかね、酸素を生んだり、水をためたり、環境を良くして、隣家だけでなく、地上に住んでいる全ての人に、大事なものだからというようなことから広く税金を集めて森林整備とか林業の振興にということだと思うんですよね、そうすると、やはり工藤さんともちょっと被りますけども、使いやすくてですね、施業なりが進む仕組みを作ることがポイントだと思うんですよね、基金はこれでたまりますけども、どうこれを活用していくかというのがポイントなんですよ、だからそういう点では訓子府町の独自性というか森林にかかる、整備にかかるやっぱり姿勢が問われているし、示すべきでありますから、要綱はもう早急に作られるものだと私はどう考えても思いますんで、ちょっとダブっている部分もありますけども、来年運用ということでもありますけども、PRも含めて、早急に研究というんでしょうか、していただかないとどうもストーンとこないなど。ぜひ要綱というか別としてですね、仕組みづくりを早急に取り組んでいただけますか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま、要綱等、しくみづくり、当然、山田議員、それから先ほど来からの工藤議員のご心配、ご質問のとおり、訓子府町の森林、町有林も含めてですね、プラス民有林という、町有林に関しましては、町の方で計画的に施業をしておりますけれども、民有林については、なかなか手を付けられないという、これ全国的な部分でございますけれども、そういうのを解消するための譲与税、それから森林環境税という部分でございますので、当然うちの町はうちの町で使いやすい、できるような、使いやすいと言ったら変ですね、皆さんが施業しやすい、施業できるようなことで、当然今後も考えていきたいと思っておりますし、要綱等についても、道なり国なりの要綱を照らし合わせながら、また、わからない部分については問い合わせをしながらですね、早急に作成をするように検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっと答弁を控えておりましたけれども、ご存じのとおり森林環境譲与税というのは、長年山を持つ自治体の首長、この辺で言いますと置戸の井上町長を中心としながら積極的に環境省のみならず、いろいろなところに働きかけて昨年度、環境譲与税という形でスタートしたということでもあります。しかし財源的にはまだ確保できていませんので、東日本大震災の国民1人当たり1千円をその後の使い道として荒れる山を、あるいは環境をどうやって維持、発展させていくのかということ、まずは先食いといいたいでしょうか、スタートしたというのが今年度、予算措置をされて、本町は165万になってますかね、入ってくると。とりあえず基金に積んで実態を今年度は把握しようと。町有林以外の民有林等々については、なかなか所有者等もさっきから遠藤課長の言うように、わからないということもあります。今後については、平成というよりも令和2年度以降についてはですね、あらためて私たちが今、工藤議員、山田議員がおっしゃっているように使い勝手のいいものをというよりも、それもさることながら、やっぱり山をですね、環境を維持していくっていう、もう今こうずっと見てますと、切って、伐採して切った後で植栽してないとかですね、いろんなどころが目についてきていますので、こういった実態も把握しながら、それから今お話がありましたように所有者がなかなか資金的な面でできないというような方たちのためにもですね、この基金が初期の目標のとおり有効に活用できるようにですね、これあの置戸を含めてですね、全道的な状況の推移もですね、見ながらですね、できるだけ今の状況に合ったようなですね、基金運用をしていかなきゃならないというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 先ほど工藤議員から一点目で質問がございました民有林の、町内、町外者という部分で言いますと、町内者が174名でございますので、残り、ごめんなさい、町内者が174名、それから町外者が34名、ごめんなさい、一番最初に知った調査の対象者が178名ということでございます。申し訳ございません。ですから全部で208名。そうです、すいません、申し訳ございません。もう既に町内の方では自分の山を自分で施業している方もございますし、当然管理している方も中にもございますし、調査対象しなくてもいいという方もございますので、今のところは208名という方



が所有者ということでございますので、申し訳ございません。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第34号の質疑を終了いたします。

次に、議案第32号の質疑を許します。議案書1ページ。

ご質疑ありませんか。

工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。多分まだ皆さん方、質問あるかと思うんですが、一つ、二つだけ質問したいと思います。

補正予算に関わることなんでしょうけども、ページでいけば9ページでちょっと質問したいと思います。その中の3番の財産管理費の中の工事請負費の225万、これは町有住宅解体工事って昨年でしたか、いわゆる寄贈された部分の住宅を解体してということだと思うんですが、この跡地利用の問題、いわゆる解体後の使用目的も含めて、若干説明がこの予算の中での説明の時にもあったかと思うんですが、もう少しちょっと詳しく、ちょっと説明を再度お願いをしたいなというふうに思っています。図書館の北側に当たりますので、図書館の方との、いわゆる新たな図書館建設との中で整理していく課題になっているのかどうかも含めてお願いをしたいと思います。

それから次の10ページです。住民活動費の中の一番上なんですが、広報広聴事業のホームページシステム更新業務と備品購入費にかかる広報広聴事業で956万7千円なんですが、このちょっと中身、委託料と備品購入、特に委託料について、どういう中身になっている、この積算の根拠も含めて、ちょっと、目的も含めて、こういうふうに予算をしなければならなくなった目的も含めて説明をお願いをしたいということです。とりあえずその2点でお願いします。

○議長（須河 徹君） 図書館長。

○図書館長（山田洋通君） 今の工藤議員からのご質問のございました補正予算の9ページ、財産管理費の工事請負費の解体工事の件でございますが、解体の整地での予算計上でございますが、これの跡地の利用、その後の利用ということでのご質問でした。これにつきましては、現在、図書館の整備の用地として予定を考えております。現在ですね、図書館の管理の用地の面積でいきますと、現在の建物も含めまして、約2,200㎡でございます。今回、寄贈されます土地を含めると約2,500㎡と大きくなります。ですので、従来から計画しております振興計画、また整備計画に基づいた図書館整備のイメージの中で、何て言うでしょうね、外溝や緑地等も含めた中でね活用を図っていききたいと。そのように考えております。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案書10ページの一番上になります広報広聴事業の目的も含めた委託料は何をやるんだというところのご質問だったと思います。まず現状のホームページにつきましては、23年の2月に導入されたものということで、既に8年経過をしているということで、それですまざまな課題としてはございまして、非常に見られた方はご存じだと思いますけども、重たいホームページだということ、データが非常にたまっているということと容量的な問題も含めて重くなっちゃっているということがござい

まして、そこは職員からも非常に重たいという意見もありまして、それともう1点は、スマートフォンからのアクセスが40%から50%、今現在あるということで、実態とすると今の新しいシステムでいくと自動的にスマートフォンのバージョンに対応できるということもございまして、そこは利用者って、利用いただける方への利便性確保したいということでございます。それで基本的にはサーバーを2台用意いたしまして、1台は編集用のサーバー、もう1台は公開用のサーバーということで、その他、周辺機器を整備するということで、今のが備品購入費、それと委託料なんですけども、委託料については、これホームページのデザイン等の導入の委託なんですよね、だからパッケージに近い部分あるんですけども、再度カスタマイズ等々も含めて実施していくということで、それが417万5千円で実態の導入については106万8千円で、これにプラス消費税がかかって委託料というふうに算定をしております。合計しますと576万4千円ということで計上させていただきます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。2点だけお願いします。

15ページ、農業振興費、農業振興費の特産園芸作物維持事業補助金83万3千円について、これの説明では、ハウスの補助、種の補助とか等々ありましたが、これについて、今年の金額の振り分けと去年の実績について、お知らせください。

もう1点、次のページの、21ページ、社会教育総務費の中の芸術文化振興事業252万5千円、これアート・タウン・プロジェクトについてのものだと思いますが、この中の強いて言うと作品公開制作・ワークショップ事業182万円についての、どのようなことをやって、どのようなものかというような内容的なものをお知らせください。

以上です。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず1点目、15ページになります。特産園芸作物作付維持事業費補助金の今年度の内訳、内容でございますけども、まずハウス助成83万3千円でございますけども、ハウスの助成で事業費として100万円を見ておまして、その内3分の1が町ということで33万3千円、それから種子代の助成、事業費としまして20万円見てございまして、そのうち町が2分の1ということで10万円、それと花粉交配用のミツバチの助成ということで、事業費としましては80万円見てございまして、その内2分の1が町ということで40万円、合わせまして83万3千円でございます。昨年の実績については、ちょっと数字持ってませんので、後ほどお答えしたいと思います。申し訳ございません。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 議案書22ページ、10款、5項、1目の社会教育総務費の委託料182万円の作品公開制作・ワークショップ業務のことについての具体的な中身ということでのご質問だったかと思えます。これにつきましては、アート・タウン・プロジェクトの中で行われております、いわゆる事業の一環でございますが、まず彫刻作品公開制作の委託業務ということで127万4千円、中身につきましては、従来から行っております1年目は開拓期ということで木の材を、2年目、昨年度は開拓黎明期<sup>れいめいき</sup>ということ

で石の材料、今年度につきましては、戦後からの飛躍期ということでの鉄を題材にした彫刻ということで考えております。鉄ということで、ちょっと滞在期間が長期になりますので、その製作費、材料費、それから設置費、滞在費等がかかるということと、もう一つにつきましては、旅するムサビのワークショップ、昨年度までは武蔵野美術大学の学生さんに来ていただいて、黒板ジャックを行っておりますが、小学校、中学校、高等学校、全て黒板ジャックを行ったということで、今年度につきましては、こども園の子どもたちと一緒に公民館を予定しておりますが、その中で子どもたちと一緒に大きな作品、ワークショップを作ることで考えております。その経費、約50万円ということでの内訳、合計192万円ということでございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 15ページの先ほど質問がありました特産園芸作物維持事業費の補助金、これメロンとハウス、種子ということで伺いましたが、これは今年度メロンを作ったけど、来年度以降、何年間か作るって条件か何かあるんでしょうか。今年は作ったけど来年別なものについてというようなことに関しては、どのような状況でしょうか。

以上です。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま、特産園芸物のメロンの作付の関係でございませぬけども、基本的な要綱の中では何年間作りなさいというような縛りはございませぬ。要するに増反された方については、その種子代、それからハウスの増反分の助成等を行うということで、これに関しては基本的にはメロン振興会さんが中心となりまして、いろいろ普及、普及というんですかね、増やしていただくとか、そういう部分の農協、それから振興会の中で行っていただきまして、それに対して町が助成するということでございますので、何年間という縛りは今のところはございませぬ。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 9番、仁木です。補正予算の9ページ、2款、総務費の総務管理費になると思うんですけれども、今回この補正予算を見る限り、初日にですね、訓子府ネットワーク及びコンピュータの機器の購入事業という部分での予算はありましたけれども、現在あるネットワークのパソコンですとか、サーバーですとか、そちらの処分にかかる費用をこの当初予算の方を見ても載っていないかと思うんですけれども、処分の費用、かなりかかると思うんですけど、そちらと処分方法もできたら教えていただきたいんですけども。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、9ページというか、パソコンの関係のちょっと補正予算には載っていないんですけども、現年度予算、今回、一昨日議決いただいた中でですね、処分費用も含めて入っているということでご理解をいただきたいということと、処分については、ハードディスクは完全にあの円盤の部分は破壊をするということで、今考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。総務費の・・・

○議長（須河 徹君） ページは何ページでしょうか。

○6番（西森信夫君） 9ページです。9ページの一般管理費の中の社会資本整備基金積立金、これ年度数どれぐらいを見ているのかをお伺いしたいと思います。

続いて、14ページの衛生費の保健衛生総務費の特定疾患患者等通院交通費の助成、これ人数がわかれば何人を目当ての予算なのかをお聞きしたいと思います。

それから、その下の環境対策費の中の太陽光発電システム導入補助金、これ戸数3戸ということになりますが、これいまだにこういう補助金があるのかどうか。この内容をちょっと説明をしていただきたいと思います。

3点お願いします。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） すいません、僕、質問趣旨をちょっと聞き漏らしたんですけど、いいですか。

○議長（須河 徹君） はい。

○企画財政課長（伊田 彰君） すいません、基金の積み立てで年度数という。

○6番（西森信夫君） それ単年度の期間じゃないしょ。

○企画財政課長（伊田 彰君） 何年に積むかということ。わかりました。

9ページ、今、基金の部分で何年度積むかということでございました。各種基金積立金として、一番上の社会資本整備基金、社会資本については説明もいたしました消防庁舎ということでございます。そういう意味では当然5千万円では不足も含めていろいろあると思いますので、実態とすると建設年度の前の年ぐらいいまでは絶えず積み立てを進めていきたいというふうに思っておりますのでご理解いただきたい思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） それでは14ページ、4款、1項、1目の保健衛生総務費の中の扶助費、特定疾患患者等通院交通費助成についてです。これの対象人数のご質問でございました。現在、対象者数は、この見積りの中では9名ということで算定をさせていただいております。そして定期通院ということになりますので、9名の方全て北見の病院に通院されておりますので、そして皆さん身障手帳を持っておりますので、身障手帳を提示することで半額になって、2分の1の助成ということで予算計上させていただいております。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 14ページの太陽光発電システム導入補助金に関してのご質問でございました。これについてはこの予算で上げていますとおり3戸で4kw、キロワット当たり7万円ということで、その4kwで3戸分で84万円ということで計上しております。これについては今年度も補助金として補正上げさせていただいて対象者については補助をしたいというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 4番、谷口です。10ページの先ほどありましたホームページシ

システム更新のことなのですが、委託料としてデザイン料417万5千円かかるということで、今、スマートフォンに対応してるということでお話をいただきましたが、今後ですね、更新が命だと思っておりますので、そういう更新する専門の部署や職員さんに対応することがあるのか、またですね、今いろんな市町村でフェイスブックページを作ったり、SNSでツイッター、図書館ではツイッターを訓子府町図書館のツイッターをよく拝見するんですけども、いろいろ訓子府の情報も流していただいていると思います。またですね、そういうSNSを使ったり、昨日ですね、ご答弁というか一般質問で言われましたLINEを使った発信だとかっていうのも考えているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君）

○議長（須河 徹君） 10ページの新ホームページシステムの関係でご質問いただきました。まず更新の部分でございます。現在のシステムは各課というか全課において情報を更新をしていくというシステムでございます。そういった意味では、そこは踏襲しながらですね、トップページっていうんですかね、トップページのあり方をどうするかっていうのは、ちょっと今、トップページも含めて各課でやる方がいいのかっていうのは、おそらく議員言われているのは、いつまでも、3か月も4か月も前の写真が載っているんじゃないかということをやられていると思いますので、そういうご指摘も含めて、さまざまな部署からございますので、そこは心して検討をしてみたいと思います。

それとSNS、ソーシャルネットワークサービス、言われるようにはフェイスブック、ツイッター等々の部分の関係でございます。基本的にはシステム上は活用できるシステムっていうことで今、検討してございます。ただこう運用にあたって、非常に一方通行でいいのかという問題があって、数多いご意見をいただいた時に全てに返していけるということもありますので、図書館は今の部分でいくと1件も返さないというか受けるだけというところがございますので、そちらも含めてですね、ちょっと運用面でも少し考えて検討させていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。13ページお願いします。社会福祉費の2目、一番下の昨日も質問させてもらいましたけども、福祉会への支援事業でございますけども、専門アドバイザーの委託料の補助だと思います。これのアドバイザーのですね、資格的なこととか、個人なのか会社なのか、アドバイザーとしての専門性、性格をちょっとできる範囲でお聞きしたいなと思います。

次がですね、18ページです。商工費、2目、一番上でありますけども、一番上というか上の中の1番目、400万円のリフォームの補助金でございます。何ていうんですか、クリアというんですか、再申請も可能にするというようなことで新たにスタートするということであります。そうしますと利用者側というのは資金力のある余裕のある人に再申請というのは有利に働くのではないかなという気は少ししておまして、はじめて利用する人の枠が狭くなるのではないかなと思っております。ただでさえ私、前の質問、一般質問しましたけども、400万円自体が少ないんでないかっていう論者ですから、再利用と不足額との関連、どのように整理されて再利用になったか。また400万円でいいということの

確認をしたいと思います。

それとですね、その下のプレミアム付商品券でございます。説明では対象者が町民税非課税世帯と子育ての特定の世帯ということに限定されることからですね、今までのプレミアムとは大きく性格を異にしております。今までは消費拡大に力点を置いていましたけども、今回はどうも福祉と商工の振興ということなんでしょうか、それで町民にこの違い等々を浸透させることもありますんで、事務の流れ、大ざっぱな流れで結構ですから教えてもらいたい。それと通信運搬費ありますから、多分これ手紙で、文書で、あなたは該当者ですよ的な通知がいくのかなと思っておりますけども、それにしても申請主義なのか。僕は漏れてほしくないという立場から言っておりますけども、その辺の関係、手紙を出してるけど、やっぱり申請主義なのか。ぜひ漏れないようにという観点からお聞かせ願いたいと思います。

それとですね、たくさんあって申し訳ないですけどもね、19ページ、道路橋梁費の3目、橋の長寿命化の関係ですけども、ここに委託料と工事請負費が、私も不勉強でわからないんですけども、福野橋でしょうかね、あの19号のところ、通ることがあって、過去されてました。印象ですよ、上部工のですね、錆び落としとか再ペイント、リペイントとかですね、何か橋の基本は橋脚っていうか、基台というかわかりませんが、橋を支えるというところがポイントでないかと思うんですけども、その辺の長寿命化はこれに入っているんでしょうか。簡単で結構ですので、入っているなら入っているということをお願いします。

飛びます。23ページ、これはもう簡単な説明ではどなたもわからなかったと思います。保健体育費の体育施設費、2目、体育施設費の温水プール、それと屋外運動施設の場所はもちろんわかりますけども、もう少し詳しい工事の内容を教えてくださいと思います。

それと5ページに戻りまして、私の見方が情けないのかなと思いますけども、5ページの国庫補助金の1番下、商工費国庫補助金、これプレミアムの補助金ですけども、これ合計すると781万8千円、先ほど支出のところで768万7千円だったと思うんです。この差額はということかなと。教えてください。

それとですね、最後これ大事なことで、ちょっと聞いておきたいし、お答えをいただきたいと思うんですけども、従前、補正予算の提案説明というのは、副町長からされてたと僕は理解しているんですけどもね、何か総務課長されてますけども、この説明というのは、多課にまたがることなんで、統括の副町長が説明をするということで私は長い間説明も受けてきたし、理解しておりましたけども、これ議会で行われることというのは、議長を中心にですね、慣習に従って行なわれているんですけど、議長はこれ相談を受けたのかも含めてですね、なぜこういうことになっているのか、ちょっと聞きたいんですけどね、これ大事なんです。これは絶対ちょっと、これ個人の非難とか指摘じゃないですよ、役職のお仕事として行われてきたことが、いつの間にか変わっていることに対する、ちょっと疑問というか、大事な疑問を私持っているんですけども、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 13ページですね、13ページの3款、1項、2目、訓子府福祉会支援事業の経営アドバイザーの資格等についてお尋ねがございました。静寿園が直接委託することになりますので、おそらく昨年、経営診断を受けております札幌にあ

る経営コンサルタント会社、そちらに委託するというお話を聞いておりました、参考見積もりも写しをいただいております。ですので、医療だとか福祉だとか、そういった方面にかなり力のある会社とお聞きしております。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 次に、18ページの住環境リフォーム促進事業の補助金の関係でのご質問でございます。議員のご質問の中で今回リニューアルすることによりまして、資金力のある方が優先されるじゃないですけども、そういう方々がまた再度行わないじゃないかと。そういう方々が有利に働くんじゃないかというようなご質問、それから400万円の金額でいいのかという2点のご質問だと思うんですけども、1点目の資金がある方が有利になるかという部分についてはですね、一般質問でもお答えしたように、現在337戸が行いまして、そのうち112戸の方がもう20万円の限度額をもらって事業を終えているっていったら変ですけども、一度事業は終わっていると。残りの250名ぐらいの方については、まだ、一度やっていますけども、まだ20万円に達していないという部分になる方々がございます。その他の方々はまだ1回もやっていないということになりますけども、資金力のある方が有利になるからどうこうという部分に関しましては、その辺を考慮してリセットをする等になりますと、かなり複雑な部分にもなりますし、じゃあ20万円のやった方はもうとりあえず使えませんかというふうになるとリセットではなくなりますし、やはり20万円使った方でも事業がスタートしてからもう8年ぐらい経ちますので、やはりどこか直したい。別なところ直したいという方も当然ありますし、やはり少しでも長く住んでいただきたいという思いもございますので、今回については、そういうことでリセットさせていただいて、単純にこう考えますと、公平、不公平っていう部分になった時には、全ての方が公平ってなるかとなると、ちょっとまたそれは別な問題かとは思いますが、まずは今回は一度、そういう要望もたくさん声もございまして、事業年度も経過しているということからリセットをさせていただいて、一度使った方も、全て補助金終わった方もまだ使っていない方も残っている方も合わせてということでリセットさせていただいたという部分でのご理解をいただきたいなというふうに考えております。

それから400万円の額の部分についてはですね、今年度において、ちょっとお話しさせていただきますと、今回補正予算を提案させていただきまして、議決になった場合はですね、結果的には7月からの事業スタートということになります。当然、今、既に住民の方は議決になれば申し込みをしたいというような方も当然いるかと思っておりますけれども、やはり訓子府の場合、冬期間の部分、要するに限られた期間、工事期間というふうになっておりました、通常であれば4月からすぐスタートできますけども、今年については3か月遅くなるということとそれから町内業者さんの受注の関係もございまして、今回については400万円が昨年と同様の金額での予算計上というふうにさせていただいたとございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 同じページのちょっと下になります。プレミアム商品券の事務の流れということでございました。

まず事業的には国が100%事業としてはみるよということで連携した事業ということでご理解をいただいた中で、これ国の指導もございまして、まず二通りございまして、二

通りというか、二つに分かれていまして、町民税非課税の世帯については税務部分で非課税者への通知、非課税である通知を発布します。発布じゃないですね、出します。そこにプレミアム商品券のご案内を同封をさせていただくということにいたしております。それで該当者が、福祉保健課が窓口になって、あくまでやっぱり申請がありますので、そこで申請をして、引換券をもらって、その引換券を商工会の方で現金と含めて交換をするというのが一つの非課税部分の流れです。子どもについては、現に特定できますので、直接、申請書を送付、失礼しました。引換券を直接送付して流れはその後は商工会ということですよ。

それとちょっと5点目で歳入の方で、国の補助金の関係でございます。

差額13万1千円につきましては、人件費として、職員の時間外として財源充当ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 19ページ、8款、土木費、道路橋梁費の3目、橋梁維持費の橋梁維持管理事業についてのご質問でございます。

上部工のペイントだけで下部工はどうなっているかということでございますけれども、橋梁修繕につきましては、下部工、上部工も含めてですね、基本的に下部工から行いまして、クラックの状態、そして支承の状態見て、下部工終わってから上部工って形になっていきますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 23ページ、10款、6項、2目、体育施設費の温水プール維持管理事業および屋外運動施設維持管理事業の修繕料の詳細についてのお尋ねでございます。

これにつきましては、まず温水プール維持管理事業の修繕料につきましては、温水プールの防水工事です。これにつきましては、温水プール、24年ほど、四半世紀経っているということもありまして、屋根の修繕については、今まで部分的にはやってきましたが、全体的にはやっていないということもありまして、経年劣化により防水工事を行うということでございます。約、面積的にいきますと約1,500㎡ぐらいの修繕の料金になるということでございます。

続きまして、屋外運動施設維持管理事業の修繕料につきましては、スキー場のロッジの屋根の修繕でございます。これも部分補修しながらやってきましたが、破損が激しいということと、このままいくとかなりダメージが大きいということもありまして、屋根のふき替えとその屋根の修繕につきまして33万5千円、加えてですね、昨年、スキーのロープトウの保安線、安全装置の線が破損しまして、冬期間中ということで修繕できませんでしたので、今回33万7千円をかけて保安線の修繕を行うということで、合計364万2千円でございます。

以上です。

ロッジの金額が、申し訳ありません。303万5千円です。ロッジにつきましては30年ほど経っております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 副町長。



○副町長（森谷清和君） 先ほど、山田議員の方から補正予算の説明者が変わったということについてのご指摘ございまして、確かに今回、正式には議長の方にお伝えしてなかったということについてはお詫び申し上げたいと思います。この件につきましては、前任の副町長からの引き継ぎの際にですね、管内的にも全国的にも副町長がそういった説明やっているところというのはほとんどないというようなこともございまして、今回、私が交替したのを機にですね、今回、過去、企画財政課長が説明していたこともございますし、そういったことで一般会計、財政全般に関しまして財政のところでも把握しているということもございまして、企画財政課長に説明をいただいたということでございまして、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 先ほど一番最初に余湖議員からのご質問で大変お待たせいたしました申し訳ございません。特産園芸作物の昨年度、補助の昨年度の実績でございます。30年度につきましては、種子代助成としまして、65戸に対し、町費で7万5000円、それから花粉交配用ミツバチ助成で56戸に対しまして、町費で36万4千円、合わせまして43万4,500円の実績ということでございまして、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。再度1点だけ、18ページのプレミアムです。詳しく説明いただいてよくわかりました。それでさっきも言ったけど、私が危惧しているのは、漏れることなんです、それで申請主義だということで、役所は、私も現職の時そうでしたけども、申請なかったら希望ないんだなっていうようなことで終わっていくことが多いんですけども、対象者がやはり、何て言うんでしょうかね、ぜひ使ってほしい、私は方々だと思っていますんで、本当に希望しないのは別としてですね、ワンクッションこう何て言うか、ステップを加えていただいて、より多くの人がこの制度を活用できるようにご検討いただきたいと思いますと思うんですけども。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 議員から今ご提言も含めて、町としても漏れないようにというのは考えているところでございますけども、どうしても地方税法の壁っていうのがございまして、おそらく今こう文書送るまではいいんですけども、例えば福祉からその方に直接ダイレクトメールなり、そういった部分というのは、ちょっと今の制度的にはやっぱり国はできないと言っています。それは対象者が非課税者というところがあるからということです。そういった意味では、なるべく広報も含めてですね、周知に努めるとともに税務からのDMは行くっていう、税務からは行くっていうことですので、その辺はそういったような形で進めさせていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 多分2回目だと思うんだよね、これね、まだ。19ページの道路維持費の中の町道舗装事業、舗装の修繕事業の関係なんですけど、これは駒里の一番西側といますか、そっちの方から今回600mの事業をするということだと思うんですけど、こ

れまだまだ悪いところ下の方までありますんで、何か年計画で、いわゆる終了いつ頃を目途に考えているのか、それだけをお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、駒里弥生線の修繕の年度についてのご質問だと思いますけども、この区間につきましては、とりあえず全体で総延長、駒里弥生線6, 289mの総延長があるんですけども、そのうち修繕が必要な部分というのは3, 800mになってございます。その内ですね、当面急ぐというところが2, 100mありまして、この区間を4か年でやりまして、その後、ちょっと別な急ぐところをやった後、残りもやるという形になっております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。一つだけ。今メロンの、15ページですね、農業振興費、メロンの話の実績を聞いたんですけども、これハウスの分が使われていないんで43万4千円しか使われていないということで、せっかく80万円組んでるのに40万円しか使われてないような事業で困ったな、困ったなというか、残念だと思うんですけど、これ今年度もこれ同じようなことで予算組みをしてますけど、これについてはあれですか、メロン振興会とかそういうとこと相談した中でこういう使い道とかの相談はしてるんでしょうかね、そこら辺のとこを、やっぱりもっと使ってもらえるようなことを考えて組まないという意味がないと思うんですけども、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 特産園芸品の補助の使い方というか、そういう部分でございますけども、メロン振興会とも議員のご質問にあるように、メロン振興会とも十分協議をしながら、当初、立ち上げた時もメロン振興会等から特産園芸品が減ってきていると。それを何とかしたいんだと。そういった中で町として何かできることはということからのスタートでございますので、当然その後も毎年のようにメロン振興会と協議をしながら進めております。それで昨年については、ハウスの増反部分がたまたまメロン振興会の方でも会員さんなり、農業者の方にPRしてもですね、結果的にはなかったと。種子の助成とハチの交配についてはありましたけども、増反に関してハウスの増反に関してはなかったという部分。今年度についても振興会とお話をし、同じようなことで、なるべく振興会としても減らしたくないということからPRもし、会員の方にもお知らせをしということで作業じゃないですね、そういうことをやっていただいております。今、聞くところによると2軒ほど増反をしたいというようなことで、多分もう植えてますので、多分もう増反したんだと思うんですけども、そういうお話も聞いておりますので、面積はちょっとまだ確定しておりませんが、そういうようなことで振興会と協議をしながら進めておりますし、今後も町の特産品でありますので、そういう振興については町も力を入れていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありますか。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） すいません、10番、西山です。20ページの9款、1項、3目のディーゼルエンジン発電機20万円についてお尋ねします。これ町内に自主防災組

織がどのぐらいあるのかということと、この発電機はおそらく防災倉庫で保管するのかなと思うんですが、この使用に関しての詳しい説明をお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 20ページ、一番上の防災対策事業、自主防災組織の町内の設置数ということで、現在8組織ございます。それと備品購入費の発電機の関係でございます。基本的には防災倉庫で保管をするということで、使用なんですけども、まず今年のブラックアウトで同じ規模ぐらいのですね、発電機がないと水道の施設が一部回らなくなったということで、当時はリースで対応できたんですけども、その有事があった時は水道に使うということとうちに同じ規模のやつがもう2台あるんですけど、1台は建設課の排水用のポンプを動かすもので、ポンプ自体はね、2台ありまして、実態とするとそのポンプが使う時に1か所しか動けないということで、今回入れるともう1か所、だから2か所動けるようになるということで、その2か所と、あと1点は、ちょっと災害の規模にもよるんですけども、スポーツセンターがキューピクルつけて高圧で受電なんですけども、ちょっとキューピクルの中を細工いたしまして、今の部分の発電機を直接つなげる設備になっておりますので、もし避難所としてスポーツセンターを使う時は電気としてそこを使っていく。3通りぐらいの使い方を今、想定してございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようなので、議案第32号の質疑を終了いたします。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので、参集願います。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

出欠報告をいたします。余湖議員から本日午後から遅参する旨の報告がありました。

従って、現在9名の出席であります。

次に、議案第33号の質疑を許します。議案書26ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第33号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては議案番号を指定してから討論を願います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第34号、議案第32号、議案第33号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第34号、議案第32号、議案第33号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号

○議長(須河 徹君) これより、提案理由の説明が終わっております議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に議案第35号の質疑を行います。議案書32ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号の質疑を行います。議案書34ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号の質疑を行います。議案書35ページです。1人3回まで質疑を行

えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第37号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号の質疑を行います。議案書37ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第38号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号の質疑を行います。議案書39ページ。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第39号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎選挙第4号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第18、選挙第4号 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。議案書48ページです。

それでは、事務局長に説明をさせます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それでは、ご説明申し上げます。

選挙第4号 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について。

選挙管理委員会の委員及び補充員については、本年7月1日をもちまして、任期満了になることから、地方自治法第182条第1項及び同条第2項の規定により、委員4名、補充員4名を議会において選挙するものです。

選挙につきましては、地方自治法第118条の規定によりまして、投票または議員中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができるとされております。

なお、指名推選による方法では、補充員の順位を決定しなければならないことになっております。

投票による場合は、委員の投票と補充員の投票とに分けて行うこととなりますので、投票につきましては、2回行うこととなります。

また、投票による補充員の選挙につきましては、得票数により順位を決定することになります。

この選挙の法定得票数は、1票でございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推薦の方法を用いたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

次に、指名の方法については、議長において指名することに、いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において、指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、1人目、訓子府町字穂波69番地101、森下直治氏、昭和23年9月5日生まれ、満70歳。

2人目、訓子府町大町37番地、芳賀孝司氏、昭和25年7月15日生まれ、満68歳。

3人目、訓子府町東町289番地、村口多加代氏、昭和28年8月24日生まれ、満65歳。

4人目、訓子府町東町35番地、太田悟氏、昭和40年11月6日生まれ、満53歳。

次に、補充員には、順位1位、訓子府町字清住30番地6、川戸洋子氏、昭和33年3

月29日生まれ、満61歳。

順位2位、訓子府町東町247番地、齊藤聡氏、昭和46年12月25日生まれ、満47歳。

順位3位、訓子府町字日出27番地2、木山尚美氏、昭和31年11月9日生まれ、満62歳。

順位第4位、訓子府町元町37番地、砥石真吾氏、昭和50年6月2日生まれ、満44歳を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名しました各氏を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の各氏が当選されました。

#### ◎追加日程の議決

○議長(須河 徹君) お諮りいたします。

ただいま、工藤弘喜君ほか4名から、意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書および余湖龍三君ほか4名から意見書案第2号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守ることを求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1および追加日程第2として、ただちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よってこの際、意見書案第1号、意見書案第2号を日程に追加し、追加日程第1および追加日程第2として、ただちに議題とすることに決定いたしました。

ここで意見書の配付の関係から暫時休憩いたします。

休憩 午後13時12分

再開 午後13時13分

○議長(須河 徹君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

#### ◎意見書案第1号

○議長(須河 徹君) これより追加日程第1、意見書案第1号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

工藤弘喜君。

○3番(工藤弘喜君) 3番、工藤です。それでは、ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第1号について、ご説明をいたします。

意見書案第1号

新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和元年6月20日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

提出者	訓子府町議会議員	工 藤 弘 喜
	〃	谷 口 武 彦
	〃	須 河 徹
	〃	泉 愉 美
	〃	河 端 芳 恵

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。  
次のページをお開きください。

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月20日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須河 徹

内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
財務大臣 様  
農林水産大臣 様  
国土交通大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いをいたします。

以上であります。

○議長（須河 徹君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号



○議長（須河 徹君） 次に、追加日程第2、意見書案第2号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。

意見書案第2号、よろしくお願いします。

日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守ることを求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和元年6月20日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

提出者 訓子府町議会議員 余湖龍三

〃 仁木義人

〃 西森信夫

〃 山田日出夫

〃 西山由美子

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

（以下、意見書案朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月20日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須河 徹

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

経済財政・再生担当大臣 様

農林水産大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第5号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第19、報告第5号 繰越明許費繰越計算書の提出について（平成30年度訓子府町一般会計予算）についてを議題とします。議案書49ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の提出について。

平成30年度訓子府町一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページの繰越計算書により、その内容をご説明いたしますので、50ページの方をお開きください。

今回、繰越した事業につきましては、国の平成30年度補正予算などにより追加された事業でございまして、繰り越した総額が8,185万5千円となっております。

それぞれの事業の内訳につきましては、第1回定例会の予算の中で説明をさせていただいておりますが、改めてその概要を簡単に説明させていただきます。

6款、1項、3目、農業振興費の畑作構造転換事業は、今定例会で令和元年度予算として補正もさせていただいておりますが、平成30年度補正予算で1集団の豆用コンバイン1台の導入に対する補助金で、事業が完了しないことから490万円を繰り越すものでございます。

その下の5目、農業基盤整備事業費では、七つの事業ともに事業主体の北海道が繰り越したことによる地元負担額の繰り越しとなります。

北西地区で170万円、川南地区で3,944万円、山林川地区では204万3千円、農業経営高度化促進事業で740万3千円、中央一期地区では150万9千円、中央二期地区では1,126万円を繰り越したものでございます。

日出地区の山林川の改修を実施している山林川地区を除き、面工事を中心とした内容でございます。

以上、報告第5号 繰越明許費繰越計算書の提出についての報告をさせていただきました。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

#### ◎報告第6号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第20、報告第6号 平成30年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況についてを議題といたします。議案書51ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 報告第6号 平成30年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について。

訓子府町ふるさとおもいやり寄付条例(平成20年条例第8号)第10条の規定により、平成30年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について、次のとおり報告するものでございます。

運用状況につきましては、次の52ページの方をご覧くださいと思います。

1といたしまして、報告の対象となる期間、平成30年4月1日から本年3月31日まで、平成30年度中の1年間でございます。

2の寄付の状況については、(1)では、事業別の寄付状況、(2)では、寄付者の居住地別寄付件数を掲載しております。

(1)の事業別寄付件数、口数、寄付金額はご覧のとおりでございますが、寄付件数の合計では、対前年度86%増の2,418件となっております。寄付金額については21%増の2,659万8千円のご寄付がございました。前年度と比較いたしますと寄付金の窓口システムを従来の「ふるさとチョイス」に加え、11月から新たに「さとふる」を追加し、さとふるで1,380件、1,037万2千円の実績となっております。寄付と同時にお礼品を選択するシステムが、さとふるのシステムでございますので、1件当たりの金額は少ない傾向となっております。

(2)の地域別寄付件数については、94%が北海道以外からのもので、その内73%が関東、関西圏からの寄付となっております。

次に3の基金の状況についてでございます。表の上段「寄付金」の欄をご覧くださいと思いますが、年度当初の基金保有額が5,912万4千円、積立額は30年度中の寄付金額と利子分6千円を加え2,660万4千円、年度内に取り崩した額が1,250万円、これにより年度末保有額は7,322万8千円、前年度より1,410万4千円の増額となっております。

4の基金の活用・取崩し状況でございます。寄付者の意向に沿って、30年度中の寄付金と過年度分を合わせ1,250万円を平成30年度実施の記載の事業財源として活用させていただきます。

以上、報告第6号 平成30年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について報告させていただきました。

なお、報告内容につきましては、ホームページにも掲載をさせていただきます。  
○議長(須河 徹君) 以上で、本報告を終わります。

#### ◎報告第7号

○議長(須河 徹君) 次に、日程第21、報告第7号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題といたします。議案書53ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長(八鍬光邦君) それでは、ご報告申し上げます。議案書の53ページをお開き願います。

報告第7号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について。

教育委員会から活動状況に関する点検・評価報告について、次のとおり報告があった。

令和元年6月18日提出  
訓子府町議会議長 須河 徹

## 平成30年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、平成30年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告を次のとおり報告します。

記としまして、別冊となっておりますけども、別冊の活動状況に関する点検・評価報告書ではありますが、事前に議員ならびに説明員の皆さまに配布させていただいておりますので、説明については省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

### ◎報告第8号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第22、報告第8号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書54ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） 議案書の54ページをお開き願います。

報告第8号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

令和元年6月18日提出

訓子府町議会議長 須河 徹

### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成31年4月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 上原 豊茂 様

平成31年4月11日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤 弘喜

次のページの55ページから57ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、58ページをお開き願います。

### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和元年5月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和元年5月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 河端 芳恵

次のページの59ページから63ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。64ページをお開き願います。

本日追加で配付させていただきました6月分の出納検査結果報告であります。

#### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和元年6月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和元年6月11日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 河端 芳恵

次のページの65ページから67ページにつきましても、前の2件と同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

#### ◎議員の派遣について

○議長（須河 徹君） 次に、日程第23、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、別紙のとおり派遣することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、議決しました議員派遣の件で、後日、変更等があった場合、その決定については、議長に一任願いたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、後日、変更等があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

#### ◎追加日程の議決

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

総務文教常任委員会ならびに産業建設常任委員会の2常任委員会の委員長から、所管事務調査についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第3として、ただちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よってこの際、所管事務調査についてを日程に追加し、追加日程第3として、ただちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時39分

○議長（須河 徹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

#### ◎所管事務調査について

○議長（須河 徹君） これより、追加日程第3、所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり総務文教常任委員会ならびに産業建設常任委員会の2常任委員会の委員長から所管事務調査について、令和元年度中、閉会中も継続して調査および審査できるように申し出があります。

これを承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、2常任委員会の委員長から申し出のとおり所管事務調査について、令和元年度中、継続して調査および審査できるように決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（須河 徹君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和元年第2回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 1時40分